

## 【令和5年第1回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和5年3月17日 文教委員長 平山 浩二

- 「議案第7号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（こども未来局に関する部分）」

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第10号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「請願第2号 小児医療費助成制度の拡充を求めることに関する請願」

### 《一括審査の理由》

いずれも小児医療費助成に関する内容であるため、2件を一括して審査

### 《請願第2号の要旨》

小児医療費助成制度について、対象年齢を中学校卒業までに引き上げ、一部負担金500円の撤廃、通院の場合の所得制限の撤廃及び入院費の現物給付化を求めるもの。

### 《理事者の説明要旨》

本制度は、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていく上で、大変重要な子育て施策の一つである。

本条例改正により、令和5年9月から、通院医療費助成の対象年齢の中学校3年生までの拡大、所得制限の撤廃、入院医療費助成に関する原則現物給付の実施などの拡充を行う。

なお、小学校4年生以上を対象に、1回500円を上限として設けている一部負担金については、持続可能な制度の在り方を考える上で、本制度の利益を受けない市民との負担の公平性や適正な受診の担保という観点から、維持すべきものと考えている。今後も引き続き拡充内容を着実に推進していきたい。

### 《主な質疑・答弁等》

#### \*窓口での立替払の必要性について

制度拡充後は、対象者全員に医療証を交付する予定である。県内の医療機関を利用する際は、窓口で医療証を提示することにより現物給付を受けられるようになるため、立替払の必要はない。

#### \*一部負担金の対象年齢及び金額の根拠について

一部負担金については、受療率が一定程度落ち着く小学校4年生からを対象しており、医療費の自己負担額が就学以降2割から3割になることから、差額の1割相当分である500円を負担額として設定している。

#### \*パブリックコメントにおける一部負担金に対する意見について

一部負担金に対する意見は97件であり、そのうち7件は一部負担金に賛成するもの、残りの90件は一部負担金の撤廃を求めるものであった。撤廃を求める多数の意見があることについては認識しているが、本制度の安定的かつ継

続的な運用等のため、一部負担金は維持すべきと考えている。

\* **一部負担金を撤廃した場合に増加する経費について**

小学校4年生から中学校3年生までの一部負担金を撤廃した場合、更に約3億5,000万円の経費が必要になると試算している。

\* **一部負担金に関する市民への説明について**

一部負担金としての500円の負担については、本制度の利益を受ける方と受けない方の負担の公平性の観点や、頻回受診の誘発を懸念する医療機関からの意見がある中で、維持する必要があるものと考えている。

\* **就学援助受給世帯における一部負担金の対象者の調査について**

就学援助受給世帯について具体的な調査には至っていないが、パブリックコメントにおいて一部負担金に関する多数の意見があつたため、今後は他都市の動向等を注視しながら、負担の在り方について検討していきたい。

\* **対象年齢を高校卒業まで拡大した場合に増加する経費について**

対象年齢を高校卒業まで拡大した場合、追加で約5億5,000万円の経費が必要になると試算している。

\* **神奈川県からの補助割合の差について**

神奈川県からの補助割合は、一般市では3分の1、政令市が4分の1である。一般市との間に差がある理由については何度も問合せをしており、課題として認識しているとの回答もあったが、変化が見られないので、引き続き改善を要望していきたい。

《意見》

- \* 一部負担金の撤廃や対象年齢の更なる拡大については、パブリックコメントにおいて多数の要望があることから、今後も引き続き検討課題としてほしい。
- \* 一部負担金の金額について、財政的な問題に起因するものか、制度上の理由によるものか等、市民が納得できるようしっかりと説明してほしい。
- \* 一部負担金の免除対象は住民税非課税世帯のみであるが、就学援助受給対象の課税世帯における受診控えは深刻な問題であるため、相対的な貧困層についても適切に支援できるよう、今後も継続的に状況を調査してほしい。
- \* 一部負担金は維持することだが、我々がこれまで求めてきた所得制限の撤廃や対象年齢の引上げが一定程度実現することについては評価しているため、本議案には賛成である。

《議案第10号の審査結果》

全会一致原案可決

《請願第2号の取り扱い》

- ・ 一部負担金を撤廃した場合に掛かる約3億5,000万円については、本市財政から十分に支出可能であり、早急な実現を後押ししたいと考えるため、本請願は採択すべきである。
- ・ 今回の制度拡充については、超党派の要望が実現したものであるが、一部負担金については、本市の厳しい財政状況からも、制度の安定的な運営のためには撤廃することは難しいと考えるため、本請願は不採択とすべきである。

・一部負担金の撤廃については、新年度予算として不足分の補填を組み込むことは難しいと考えるため、本請願は不採択とすべきである。

《請願第2号の審査結果》

賛成少数不採択

○「議案第15号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 部会を構成する委員の配置基準について

部会を構成する委員は案件によって異なるが、基本的には、川崎市いじめ問題専門・調査委員会委員と同様の基準で各分野の専門家を配置する予定である。

\* 部会の決議をもって専門・調査委員会の決議とすることに関する考え方について

部会の決議をもって専門・調査委員会の決議とすることは可能であるが、原則として、双方で適切に情報共有し判断する必要があると考えている。

\* 川崎市いじめ防止対策連絡協議会の会議時間について

会議1回当たり、90分を目安にしている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第22号 (仮称) 多摩区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

\* 人員配置体制について

令和6年度に開設予定であるため、人員配置についてはまだ確定していないが、現在開設している川崎区及び中原区保育・子育て総合支援センターや、来年度開設予定の宮前区保育・子育て総合支援センターにおいては、保育園の職員と区役所の総合支援担当の職員の双方を定数削減せずに配置しており、多摩区保育・子育て総合支援センターにおいても同様に、必要な職員配置の体制を整えられるよう調整していきたい。

\* 保育園の定員について

現在の保育園の定員は120人であり、建て替え後の定員についても120人を予定している。

\* 災害対策について

地震に対しては、本市の建築構造設計基準に基づき、建築基準法で求められる耐震性能に割り増した構造設計を行っており、十分な耐震性能を確保している。また、本計画地域は洪水浸水想定地域であり、浸水の深さの目安が3メートル以下となっていることから、水害時には3階への避難を想定している。

\* 水害時における設備の浸水対策について

主要な電気設備等については、本工事の対象ではなく別途工事発注する予定であるが、屋上に配置する計画となっており、浸水時には早期復旧できるよう対策

している。

#### \* 環境への配慮について

建物の外周にバルコニーを設け、直射日光を遮る設計となっているほか、建築設備についてもLED照明、節水型便器、全熱交換器、高効率室外機等の採用を予定しており、建物全体として熱負荷の28パーセントの低減、エネルギー消費量の17パーセントの削減を計画している。

#### \* 木質化の取組について

保育室、支援スペースの廊下や家具等に木材を使用している。木材使用量としては、単位面積当たり0.015立方メートルを計画しており、本市の目標値を達成している。

#### \* 緑化の取組について

緑化については、園庭の植栽等により、敷地面積の10.8パーセントの緑化を計画しており、本市が定める確保すべき緑化面積率を達成している。

#### \* バリアフリーの取組について

バリアフリー法及び川崎市福祉のまちづくり条例に基づき、スロープや手すりの設置など、施設利用者に配慮した計画となっている。また、エントランスから建物入口についてはスロープを設け、段差のない設計としている。

### 《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第25号 高津区における町区域の設定について」

○ 「議案第26号 高津区における住居表示の実施区域及び方法について」

### 《一括審査の理由》

いずれも高津区上作延地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内容であるため、2件を一括して審査

### 《議案第25号の審査結果》

全会一致原案可決

### 《議案第26号の審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第27号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 水道料金及び下水道料金について

入札時の基準使用量から算定しており、令和4年度分の水道料金は1,276万500円、下水道料金は1,586万2,500円である。

#### \* 実際の使用量から算定した水道料金及び下水道料金について

実際の使用量から算定した場合、令和4年度分の水道料金は約218万円、下水道料金は約346万円である。

#### \* 実際の水道等使用量が入札提案時の基準使用量に比べ少ない理由について

入札提案時に事業者が提出した見積りを基に総合的に判断した上で、基準と

なる水道等使用量を3万7,500立方メートルとした。入札提案時には更衣室の浴槽や、地中壁のヒートポンプシステム等を設置する計画があったが、その後設置が取りやめとなったことや、雨水の再利用等による節水の努力もあり、入札提案時の水道等使用量と比較して実際の使用量が減少した。

\* 入札後に浴槽の設置を取りやめた経過について

当初は更衣室への浴槽の設置を計画していたが、施設の全体的な調整を行う中で、市と事業者との協議の結果、浴槽は設置しないこととなった。

\* 契約変更等の対応の必要性について

契約上は、光熱水費の増減に応じて契約変更する旨の規定はないが、今後、長期間にわたるPFI事業を円滑に進めるために、光熱水費を含む本事業全体への影響を見極めながら、当事者間で丁寧な協議を行うなど対応していきたい。

《意見》

- \* 更衣室の浴槽の設置を取りやめたこと等によって水道及び下水道の使用量が減少し、契約金額と乖離が生じたことから、今後も実際の使用量と比較して高額な料金が支払われ続けてしまう状況となっているため、契約改定等を検討してほしい。
- \* 物価高騰で市民が苦しむ中、公共施設において実際の使用量と比較して約2,000万円も高額な水道料金及び下水道料金を支払い続けることは不合理であるため、事業者側と適切な調整を行い改善してほしい。また、他局の契約事案でも同様の事態が発生しないよう留意してほしい。
- \* 光熱水費の契約内容には改善の余地があるが、今後労働会館の改築工事や富士見公園の整備が始まり、市民が川崎区において使用可能なスポーツ施設や会議室が限定される中で、カルツツかわさきが重要な役割を担う施設であると考えるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第35号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第36号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第37号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 67 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 68 号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 69 号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第 46 号 学校給食費の無料化を求める請願」

《請願の要旨》

小中学校における学校給食費の無料化を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

学校給食法等において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、設置者が負担する経費以外の学校給食に要する経費を保護者の負担とするものと規定されている。

また、本市においては、川崎市学校給食費の管理に関する条例等により、学校給食法に規定する経費のうち食材料費を保護者等が負担する経費として定めている。

令和 4 年度の学校給食費は、小学校は、月額 4,600 円であり 1 食当たり 270 円、中学校は、1、2 年生が月額 4,800 円、3 年生が月額 4,600 円であり、それぞれ 1 食当たり 320 円である。

特別支援学校においては、幼稚部は月額 3,000 円であり 1 食あたり 180 円、小学部は月額 4,500 円であり 1 食当たり 270 円、中学部及び高等部は月額 5,400 円であり 1 食当たり 320 円である。

本市における学校給食費については、食材を購入する財源としての収入を見込んでおり、令和 3 年度決算において、小・中・特別支援学校の学校給食に係る物資購入費の歳出額は約 53 億 9,900 万円であり、学校給食費としての歳入額は約 54 億 5,300 万円であった。

令和 4 年度予算については、当初予算で約 58 億 5,000 万円を計上したが、その後、物価高騰等に伴う保護者負担の軽減のため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して約 2 億 3,600 万円を追加し、総額を約 60 億 8,700 万円とした。

令和 5 年度については、約 58 億 2,000 万円の予算を計上している。

本市としては、学校給食法等に基づき、食材料費のみを保護者負担としているが、

経済的な理由で支払いが困難な家庭に対しては、生活保護制度や就学援助制度等の案内をしている状況である。今後も制度が適切に活用されるよう周知に努めていきたい。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 学校給食費を無償化した場合に必要となる経費の額と本市予算全体における割合について

令和3年度決算における学校給食に係る物資購入費の歳出額が約54億円であるため、学校給食費を無償化した場合、同程度の財源が必要であると予測している。また、令和3年度決算ベースで計算した場合、本市一般会計予算の約0.6パーセントに相当する。

##### \* 他政令市における学校給食費無償化の実施状況について

大阪市において、令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校休業等を踏まえ、保護者負担の軽減の観点から緊急的な措置として、市立の小中学校の学校給食費を無償化している。

##### \* 県内における学校給食費無償化の実施状況について

中井町及び箱根町では町立の小中学校の無償化を実施している。三浦市では令和4年10月から令和5年3月までの6か月間、市立小中学校の無償化を実施している。また、大和市においては、市立小中学校等に通う第3子以降の無償化を実施している。

##### \* 他自治体における学校給食費無償化の実施理由について

令和5年4月から学校給食費無償化を実施予定である東京都内の複数の区の理由を確認したところ、食育の推進や物価高騰に伴う保護者の負担軽減が主な理由であった。

##### \* 他自治体の実施状況に対する考え方について

他自治体の実施状況については把握しているが、財政状況や子どもの数について自治体ごとに差異があることから、他の政策との関連等も踏まえた上で、本市では食材料費を保護者負担としている。今後も就学援助制度等の周知や国の交付金の活用等を通して、保護者負担の軽減に努めていきたい。

##### \* 学校給食が教育の一環であるという考え方について

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に対する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしていると考えており、学校給食及び学校給食を活用した食の指導は教育の一環と位置付け実施している。

##### \* 憲法における義務教育の無償の観点に対する考え方について

最高裁において、憲法第26条第2項の義務教育の無償については、授業料不徴収の意味と解するのが妥当であり、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとの判例が出ていることから、本市の学校給食に係る経費については、学校給食法等に基づき食材料費のみを保護者負担としている。

##### \* 物価高騰等による食材料費の値上げへの対応について

食材料費が高騰した場合、まずは給食の質を落とさないよう最大限努力した上で、国の動向等に注視しながら、必要に応じて基金の取崩し等の対応を検討していきたい。

\* 保護者が負担する学校教育費について

令和2年度において、小学校では、教材購入費等が9,352円、給食費が4万9,500円、PTA会費等が3,552円、その他経費が614円であり、合計6万3,018円である。中学校では、教材購入費等が1万3,097円、給食費が5万2,067円、PTA会費等が7,236円、その他経費が2,758円であり、合計7万5,158円である。

\* 生活保護及び就学援助受給世帯に含まれる小中学校の児童生徒数について

生活保護受給世帯に含まれるのは約1,500人、就学援助受給世帯に含まれるのは約1万人である。

\* 滞納者に関する学校からの相談について

学校給食費の公会計化後、学校から直接滞納者に関する相談を受けたケースはほとんどない。

\* 経済的な困窮世帯への支援について

経済的な理由で支払いが困難な世帯において、生活保護制度や就学援助制度が適切に活用されるよう周知に努めている。

\* 就学援助制度の周知方法について

就学援助の受給に当たり申請が必要であるが、市立小中学校の児童生徒全員に申込書を送付することで制度周知を図っている。

\* 子どもの貧困対策として実施した制度拡充について

就学援助制度における修学旅行費の上限撤廃など、既存制度の底上げを図っている。

\* 国への要望の考え方について

本市においては、学校給食法等に基づき、食材料費については保護者負担としているため、現在のところ国への要望を行う予定はない。

《意見》

- \* 本市予算の約0.6パーセント分については十分支出可能であると考えるため、早急な学校給食費の無償化に踏み切ってほしい。
- \* 国において学校給食費の無償化は自治体の判断とされており、多くの自治体で実施されていることから、本市においても実現してほしい。
- \* 学校給食が教育の一環であるという視点に立ち、子どもの貧困対策の底上げをするという意味からも、学校給食費の無償化を推進してほしい。
- \* 学校給食費を支払いたくても支払えない世帯を支援することが重要であるため、就学援助制度等の更なる周知を実施してほしい。
- \* 今後も国の臨時交付金等を活用し、学校給食費の値上げを実施しないよう努めてほしい。また、財源確保のため関係局と適切に調整してほしい。

《取り扱い》

- ・憲法に義務教育の無償が定められており、本市において学校給食は教育の一環と

位置付けていることからも、早急に学校給食費の無償化を実現する必要があると考えるため、本請願は採択すべきである。

- ・本市の財政は厳しい状況にあり、完全無償化に必要とされる約54億円を捻出することは現状では難しいと考えるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・受益者負担の考え方は非常に重要であり、食材料費については保護者負担とすることが望ましいと考えるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・現状、各都市により対応が異なるなど自治体間競争の様相を呈しているが、本来は国による統括的な制度の改善が必要な事項であると考えるため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択